取扱いの趣旨

プロトンポンプ･インヒビターは、添付文書の用法・用量より連日服用することで効果がみられることから、逆流性食道炎に対する屯服としての算定は、原則として認められない。

DX審査支払機構が公表している取扱いの全文

【投薬】　《令和7年7月31日》

632　逆流性食道炎に対するプロトンポンプ・インヒビター（ＰＰＩ）の屯服薬としての算定について

○　取扱い

逆流性食道炎に対するプロトンポンプ・インヒビターの屯服としての算定は、原則として認められない。

○　取扱いを作成した根拠等

プロトンポンプ・インヒビターは、添付文書の用法・用量より連日服用することで効果がみられる。
以上のことから、逆流性食道炎に対するプロトンポンプ・インヒビターの屯服としての算定は、原則として認められないと判断した。
なお、逆流性食道炎に対する維持療法の安定期や休薬期にある場合のオンデマンド療法等の必要性・有用性については個々の症例ごとに判断することとする。

グラフの見方

1　棒グラフ(該当レセプトの審査結果)
　当該事例の取扱いの対象となる診療行為（医薬品、特定器材）を算定している目視対象レセプト
1万件当たり、取扱いの趣旨に該当するレセプト件数

2　折れ線グラフ
　取扱いの趣旨に該当するレセプトのうち、
査定・返戻となった割合

【棒グラフ凡例】審査の結果

査定	返戻	：取扱いどおり
請求どおり 職員	請求どおり 審査委員	：検証が必要

審査結果の概要

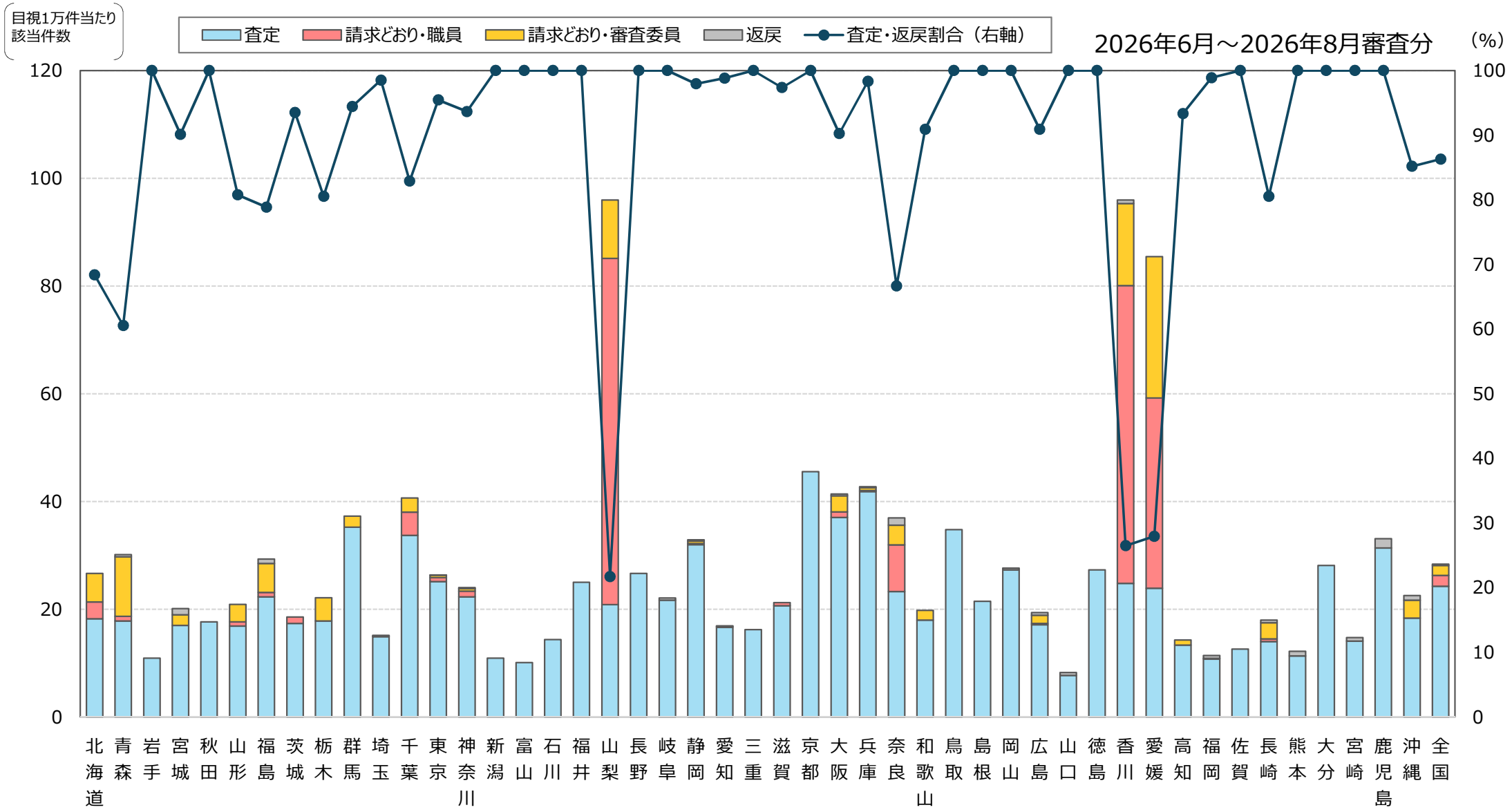
- 全国の査定・返戻割合　86.31%
- 検証対象都道府県　14

検証観点	都道府県	備考
査定・返戻割合が低い	山梨、香川、愛媛、青森、奈良、北海道、福島、栃木、長崎、山形、千葉、沖縄、大阪、東京	査定・返戻割合の低い順
請求どおり・職員	山梨、香川、愛媛、奈良、千葉、北海道、大阪、青森、福島、山形、東京、長崎	対象１万件当たり件数の多い順
請求どおり・審査委員	愛媛、香川、青森、山梨、福島、北海道、栃木、奈良、沖縄、山形、大阪、長崎、千葉、東京	〃

該当件数（全国）	【条件】	5,660件
取扱いに基づく審査	査定・返戻の計	4,885件
検証を必要とする審査	請求どおり	775件

一般632　屯服薬としての逆流性食道炎に対するプロトンポンプ・インヒビター(PPI)の取扱い

【認めない事例】



| | 北海道 | 青森 | 岩手 | 宮城 | 秋田 | 山形 | 福島 | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 富山 | 石川 | 福井 | 山梨 | 長野 | 岐阜 | 静岡 | 愛知 | 三重 | 滋賀 | 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 | 鳥取 | 島根 | 岡山 | 広島 | 山口 | 徳島 | 香川 | 愛媛 | 高知 | 福岡 | 佐賀 | 長崎 | 熊本 | 大分 | 宮崎 | 鹿児島 | 沖縄 | 全国 |
|---|
| 該当件数 | 326 | 71 | 14 | 71 | 26 | 26 | 71 | 77 | 72 | 108 | 135 | 374 | 660 | 315 | 28 | 12 | 24 | 25 | 106 | 65 | 56 | 147 | 170 | 34 | 38 | 217 | 883 | 418 | 81 | 33 | 30 | 19 | 87 | 77 | 15 | 31 | 151 | 179 | 15 | 91 | 10 | 36 | 28 | 56 | 22 | 76 | 54 | 5,660 |
| 請求どおり件数 | 103 | 28 | 0 | 7 | 0 | 5 | 15 | 5 | 14 | 6 | 2 | 64 | 30 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 83 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 1 | 0 | 86 | 7 | 27 | 3 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 111 | 129 | 1 | 1 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 775 |

【該当件数】 取扱いの趣旨に該当したレセプト件数